

石神井公園ふるさと文化館団体登録のご案内

石神井公園ふるさと文化館の団体登録をすると、使用料が半額となり、一般の方より早く予約の申込みができます。

※令和8年7月分の予約からは、会議室等の予約受付開始日は3か月前の1回目の抽選からとなります。

企画展示室・ギャラリー・展示用ボックスについては、従来通り予約受付開始日は6か月前からとなります。

1. 登録できる団体

次に掲げる(1)～(7)の条件を全て満たす団体が対象となります。

(1) 次に掲げるAまたはBのいずれかに該当している団体であること。

A 練馬区の伝統文化に係る文化活動を、継続的かつ計画的に行っている団体。

B 練馬区の観光に寄与する活動を、継続的かつ計画的に行っている団体。

(2) 団体の構成員が、10人以上であること。

(3) 団体構成員の半数が、練馬区内に居住、勤務または通学していること。

(4) 営利を目的としていない団体であること。

(5) 特定の政党または宗教に係わる活動をしていない団体であること。

(6) 団体の代表者が15歳以上(中学生を除く。)であること。

(7) 幼児、小学生および中学生が構成員の7割を超える団体の場合は、活動責任者となる保護者が名簿に記載されていること。

2. 申請方法

登録ご希望の団体は、下表のとおり、該当する書類を全てご用意のうえ、下記受付場所で申請してください。なお、練馬区生涯学習団体として登録している場合は提出書類の一部を省略することができます(郵送でも申請できます)。

令和8年7月分の予約から開始する練馬区施設予約システムへの利用者登録と併せてふるさと文化館登録団体を申請される方は、オンラインにて申請が可能です。

※書類の記入については、別添記入例等をご覧ください。またボールペン等でご記入ください(鉛筆・シャープペンシルでの記入は不可)。

	申請に必要な書類	生涯学習団体として登録している場合
①登録申請書 (第1号様式)	○	○
②活動実績報告書 (第2号様式)	○	○
③会員名簿	○	○
④規則(会則)	○	×
⑤団体の会計に関する書類	○	×
⑥練馬区生涯学習団体届出証(写)	×	○
⑦代表者あて団体登録証送付用封筒(110円切手貼付)	○	○

【受付時間】 午前9時～午後6時

休館日： 毎週月曜日(月曜日が祝休日のときはその翌平日)、12月29日～1月3日、臨時休館日

【受付場所または郵送先】〒177-0041 練馬区石神井町5-12-16 練馬区立石神井公園ふるさと文化館

* 石神井公園ふるさと文化館の団体登録のご案内、申請用紙、施設利用のご案内等は当館ホームページからダウンロードすることもできます。



3. 登録の決定

提出された申請書類が「1. 登録できる団体」の条件等(練馬区立石神井公園ふるさと文化館団体登録要綱)に適合して

いるか、内容を審査します。登録の承認等については、後日郵送（オンラインにて申請された方にはメール）にて通知します。登録が認められた団体には、団体登録証を発行します。

4. 登録決定後の施設利用申込

石神井公園ふるさと文化館団体登録決定後は、下記のとおり、申し込むことができます。

- (1) **企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス**：利用予定月の6か月前の月の初日から申込可能
施設利用申込の際には、受付窓口にて団体登録証を提示の上、申し込んでください。
- (2) **各会議室**：利用予定月の3か月前の1回目の抽選から申込可能
練馬区施設予約システムから申し込んでください。（別途、練馬区施設予約システムの登録が必要です。）
- (3) 利用施設の使用料および備付器具使用料が、減額（通常料金の半額）となります。

5. 登録後の注意事項

- (1) 令和7年10月時点で既に石神井公園ふるさと文化館登録団体である場合の有効期限は、**令和9年3月31日**までです。有効期限後も団体登録を希望される場合は、更新手続きが必要です。
詳細は以下の表をご覧ください。

	現在、ふるさと文化館登録団体で施設予約システム利用をしない方	施設予約システムとふるさと文化館登録団体の両方に登録する方	これからふるさと文化館登録団体になる方で施設予約システム利用をしない方
有効期限	令和9年3月31日まで	システム登録承認日から起算して3年間 ※1	登録承認日から起算して3年間
更新通知	郵送にてお知らせ	施設予約システムのマイページにてお知らせ	郵送にてお知らせ
更新方法	紙申請	オンライン申請可	紙申請

※1 更新された有効期限のふるさと文化館団体登録証は、後日郵送します。

- (2) 登録内容（団体の名称、代表者の氏名・住所・電話番号、規約、活動内容）に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。また、団体が解散した場合は、解散の届出等が必要です。
- (3) 登録団体の活動が「練馬区立石神井公園ふるさと文化館団体登録要綱」の定める基準に該当しないことが判明したときは、登録を取り消します。

【お問い合わせ】

練馬区立石神井公園ふるさと文化館
〒177-0041 練馬区石神井町5-12-16
電話03-3996-4060 FAX 03-3996-4061



【主な交通機関】

<徒歩>

西武池袋線 石神井公園駅下車 徒歩 15分
西武新宿線 上井草駅下車 徒歩 20分

<バス>

・西武池袋線 石神井公園駅下車

「上井草駅経由 荻窪駅」行き【JA 東京あおば】下車徒歩 5分(西武バス・荻 14)

・西武池袋線 大泉学園駅南口下車

「上井草駅・荻窪駅経由 阿佐ヶ谷駅」行き【三宝寺池】下車徒歩 2分(西武バス・荻 15)

・西武新宿線 上井草駅下車

「石神井公園駅南口」行き【JA 東京あおば】下車徒歩 5分(西武バス・荻 14)または「長久保」行き【三宝寺池】下車徒歩 2分(西武バス・荻 15)

・JR 中央線・東京メトロ丸ノ内線 荻窪駅下車

「上井草駅経由 石神井公園駅南口」行き【JA 東京あおば】下車徒歩 5 分(西武バス・荻 14)または「長久保」行き【三宝寺池】下車徒歩 2 分(西武バス・荻 15)

・JR 中央線 阿佐ヶ谷駅下車 「長久保」行き【三宝寺池】下車徒歩 2 分(西武バス・荻 15)

<みどりバス(コミュニティバス)>

関町・南大泉ルート(保谷駅入口～武蔵関駅南口～上石神井駅～順天堂練馬病院)【JA 東京あおば】下車徒歩 5 分

※一般利用者用駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場をご利用ください。

※身障者用駐車スペースのご利用については、別途お問い合わせください。